

# 第3次宇都宮市出資法人等改革推進計画

平成22年3月

宇都宮市

# 目次

|    |                 |    |
|----|-----------------|----|
| 第1 | 策定の目的           | 1  |
| 第2 | 計画期間            | 2  |
| 第3 | 対象法人等           | 2  |
| 第4 | 前計画の主な成果        | 3  |
| 第5 | 改革の必要性          | 4  |
| 第6 | 改革の基本的な考え方      | 6  |
| 第7 | 改革の具体的な取組       | 9  |
| 第8 | 各団体の改革の方向性と主要課題 | 14 |
| 第9 | 改革の進め方          | 20 |

---

---

## 第1 策定の目的

本計画は、平成22年3月に策定する「第4次行政改革大綱」（以下、「大綱」とう。）の個別計画であり、大綱の考え方にに基づき、出資法人等の抜本的な改革を目指すものです。

本市では、これまでも、第1次行政改革において「(財)学校建設公社の廃止」(平成7年度)を、第2次行政改革において「観光協会とコンベンションビューローの統合」(平成12年度)をするなどの改革を進めてきました。

また、平成16年度においては、第3次行政改革の道しるべとなる「行政経営指針」に基づき、「外郭団体見直し計画」(計画期間：平成16年度から平成18年度)を策定し、全庁を挙げた出資法人等の改革に取り組んできました。

更に、この改革をこれまで以上に推進していくため、「外郭団体見直し計画」を「出資法人等改革推進計画」(計画期間：平成19年度から平成21年度)として改定し、「(株)ろまんちっく村の廃止」(平成20年度)や「(財)文化会館管理公社と(財)うつのみや文化の森の統合」(平成21年度)などに取り組んできました。

このような中、平成20年4月に「財政健全化法」が施行され、地方公共団体の財政の健全性が出資法人等への損失補償を含めて判断されるようになるとともに、平成20年12月から公益の増進を目指した「新公益法人制度」がスタートするなど、出資法人等を取り巻く環境は、近年、急速に変化しています。

このため、本市では、出資法人等の改革に引き続き、取り組んでいくため、今回、「第3次出資法人等改革推進計画」を策定することとしました。

今後とも、各出資法人等が、本市の事業を補完・代替する役割を自主的・主体的に担っていけるよう、市と出資法人等が連携・協力し、経営改革の推進に取り組んでまいります。

## 第2 計画期間

平成22年度から平成26年度の5年間

## 第3 対象法人等

本計画では、「市が4分の1以上を出資・出えん（以下「出資」という。）している団体（6団体）」（出資法人）と「市が継続的に人的・財政的に関与している団体で、設立目的を効果的に実現するために指導・監督、支援等を行う必要があると認めるもの（6団体）」（監理団体）の12団体を出資法人等と位置づけます。

※ 「出資を行っているが、設立主体が国・県である団体」については、本計画に掲げる考え方にに基づき、出資者としての立場から、必要に応じた要請を行います。

※ 「地域団体・市民団体」については、その設立目的を踏まえ、監理団体から除きます。

### 【本市の団体一覧】

| 名称                     | 区 分             |                        | 団体名   |
|------------------------|-----------------|------------------------|---|
| 出資法人                   | 50%以上の出資法人      | 特別法人                   | 宇都宮市土地開発公社  |
|                        |                 | 財団法人                   | うつのみや文化創造財団<br>宇都宮市体育文化振興公社<br>グリーントラストうつのみや<br>宇都宮市農業公社<br>宇都宮市医療保健事業団 |
|                        | 25%以上50%未満の出資法人 | (該当なし)                 |   |
| 監理団体                   | 25%未満の出資法人      | 25%未満                  | 財団法人<br>宇都宮市老人クラブ連合会  |
|                        |                 | 非出資<br>(人的・<br>財政的な支援) | 社会福祉法人<br>宇都宮市社会福祉協議会   |
|                        |                 |                        | 社団法人<br>宇都宮市シルバー人材センター  |
|                        |                 |                        | 特定非営利活動法人<br>宇都宮市国際交流協会<br>宇都宮まちづくり推進機構                                 |
| 任意団体<br>宇都宮観光コンベンション協会 |                 |                        |   |

※1 下線の団体は、特例民法法人

※2 特例民法法人とは、旧民法第34条に基づいて設立された社団・財団法人で、新公益法人制度下において、新制度施行（平成20年12月1日）後、5年間に限っての経過措置として、継続して存続が認められている法人

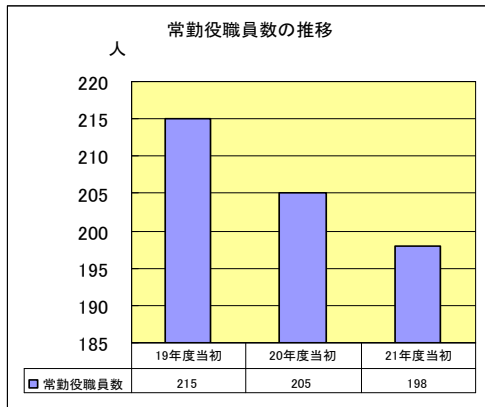
#### 【参考：地方自治法に基づく団体への関与について】

- 出資割合50%以上の団体
  - ・ 予算執行に関する長の調査権（法第221条）
  - ・ 長による毎事業年度の事業計画・決算書類の作成と議会への提出（法第243条の3）
- 出資割合25%以上の団体
  - ・ 出納その他の事務の執行で、当該出資に係るものに対する監査委員の監査、外部監査人の包括外部監査（法第199条、法第252条の37、宇都宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条）
- 市が財政的援助している団体
  - ・ 市が補助金や交付金などの財政的援助を与える団体について、出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものに対する監査委員の監査、外部監査人の包括外部監査、（法第199条、法第252条の37、宇都宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条）

## 第4 前計画の主な成果

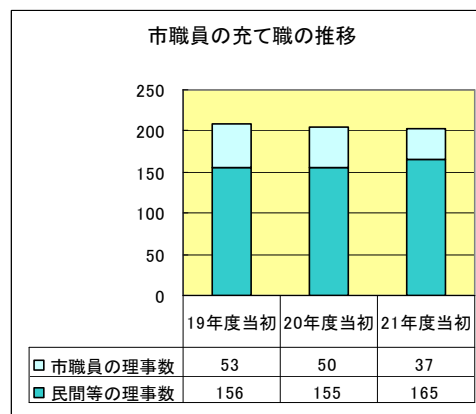
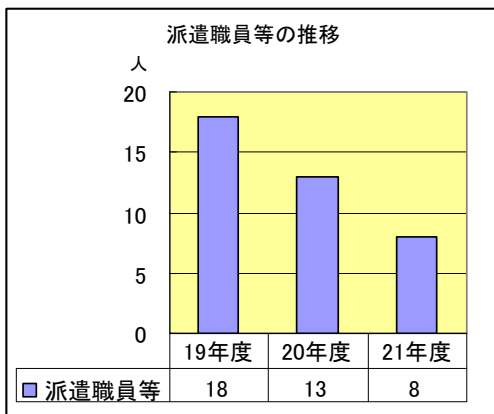
本市では、これまでも計画的に改革を推進してきており、平成19年度から20年度の2年間で、次のような成果を上げてきました。

### 1 団体の常勤役職員数の削減



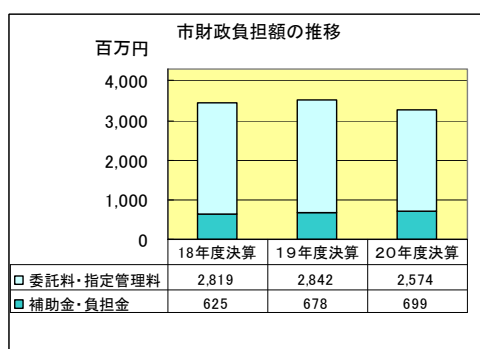
「ろまんちっく村」の廃止や、「文化会館管理公社」と「文化の森」の統合などにより、常勤役職員数（市からの派遣等を除く。）を7.9%削減（19年度比）

### 2 市の人的関与の見直し



- ・ 「社会福祉協議会」や「シルバー人材センター」に対する派遣の引上げなどにより、職員の派遣等を55.6%削減（19年度比）
- ・ 「文化創造財団」創設に伴う理事総数の削減や「グリーントラスト」における民間理事の拡充などにより、職員の理事への充て職を30.2%削減（19年度比）

### 3 市の財政関与の見直し



「ろまんちっく村」の廃止や、「文化会館管理公社」と「文化の森」の統合などにより、市財政負担額を5.0%削減（18年度比）

---

---

## 第5 改革の必要性

本市では、前計画に基づき、一定の成果を上げてきたところではありますが、出資法人等（以下、「団体」という。）を取り巻く環境は、急速に変化しており、引き続き、改革を推進していくことが必要となっています。

### 1 公共における担い手としての存在感の高まり

- ・ 高齢化の進行や自然環境の変化、中心市街地の空洞化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、これに伴い、公共の分野において、NPO法人などの新たな担い手の役割がより一層重要となっています。
- ・ このような中、本市の出資法人等は、社会経済環境の変化等を的確に反映した上で、行政の補完的な役割として、このような公益的な問題に直接、取り組んでいくことがより一層求められるとともに、新たな担い手を取りまとめる中核的な存在として活躍していく必要性が高まっています。

### 2 公益法人制度改革への対応

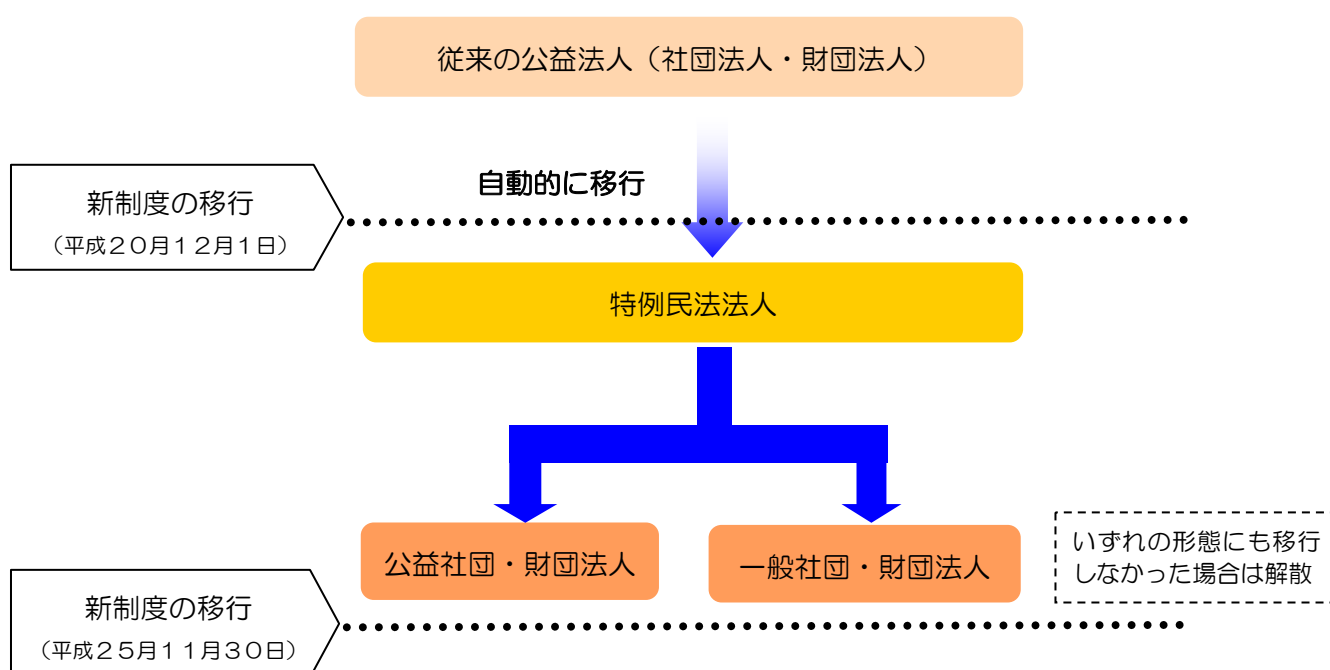
- ・ 「民による公益の増進」を目的とした公益法人制度改革関連3法が平成20年12月1日に施行され、平成25年11月30日までに従前の民法法人（本市では7団体が対象（※））は、税制上の優遇が受けられる「公益社団・財団法人」か、登記のみで設立可能な「一般社団・財団法人」のいずれかに移行することが必要になっています。

※ 本市で対象となる団体は、「文化創造財団」、「体育文化振興公社」、「グリーントラスト」、「農業公社」、「医療保健事業団」、「老人クラブ連合会」及び「シルバー人材センター」の7団体です。

- ・ このため、団体の設立目的や実態などを踏まえ、いずれの形態に移行すべきかを適切に判断し、円滑な移行に向けた取組が必要です。

- ・ また、新公益法人制度では、法人の形態に関わらず、理事会や評議員会等が法定の機関となるなど内部統治（ガバナンス）の機能の強化がより一層求められたり、決算公告が義務化されたりすることから、このような制度変更にも適切に対応することが必要になっています。

### 【公益法人制度改革の概要】



### 3 財政健全化法の成立

財政健全化法が平成20年4月1日に施行され、市は、土地開発公社や市が債務保証等を行っている法人を含めて財政情報を分かりやすく開示することが求められており、団体の継続的な経営改革が必要となっています。

※ 土地開発公社を除き、現在、本市が金融機関に対し、債務の債務保証や損失補償を行っている団体はありません。

---

---

## 第6 改革の基本的な考え方

公益活動を目的とした団体の必要性は高まっているものの、改革を進めるに当たっては、組織の存続が目的化しないよう、再度、団体の設立目的から検証します。

### 1 団体の設立目的等の検証

見直しに当たっては、まず、社会経済環境の変化等を踏まえ、団体が実施する事業の必要性などを含め、設立目的や存在意義を検証し、見直しが求められる場合には、廃止や縮小を推進していきます。

### 2 事業の実施主体の見直し

公共における新たな担い手が多様化する中、今後も、事業の実施主体である各団体が、引き続き、実施していくことが適切かどうかを検証し、民間との役割分担の観点から、必要に応じ、事業からの撤退や事業の縮小などを行っていきます。

### 3 事業の充実等に向けた実施手法・体制の見直し

- ・ 今後も、経費削減などの経営の効率化に取り組むことともに、事業のより一層の充実・強化を図るため、事業の実施手法や体制の見直し、事業の再構築などを積極的に推進していきます。
- ・ 公益法人制度改革については、税制上の優遇や社会的信用の向上など、団体の設立目的の効果的な実現が期待できる「公益社団・財団法人」（以下、「公益法人」という。）への移行を基本に、各団体の特性や既に認定を受けている団体の状況などを踏まえながら、柔軟に対応していきます。



---

---

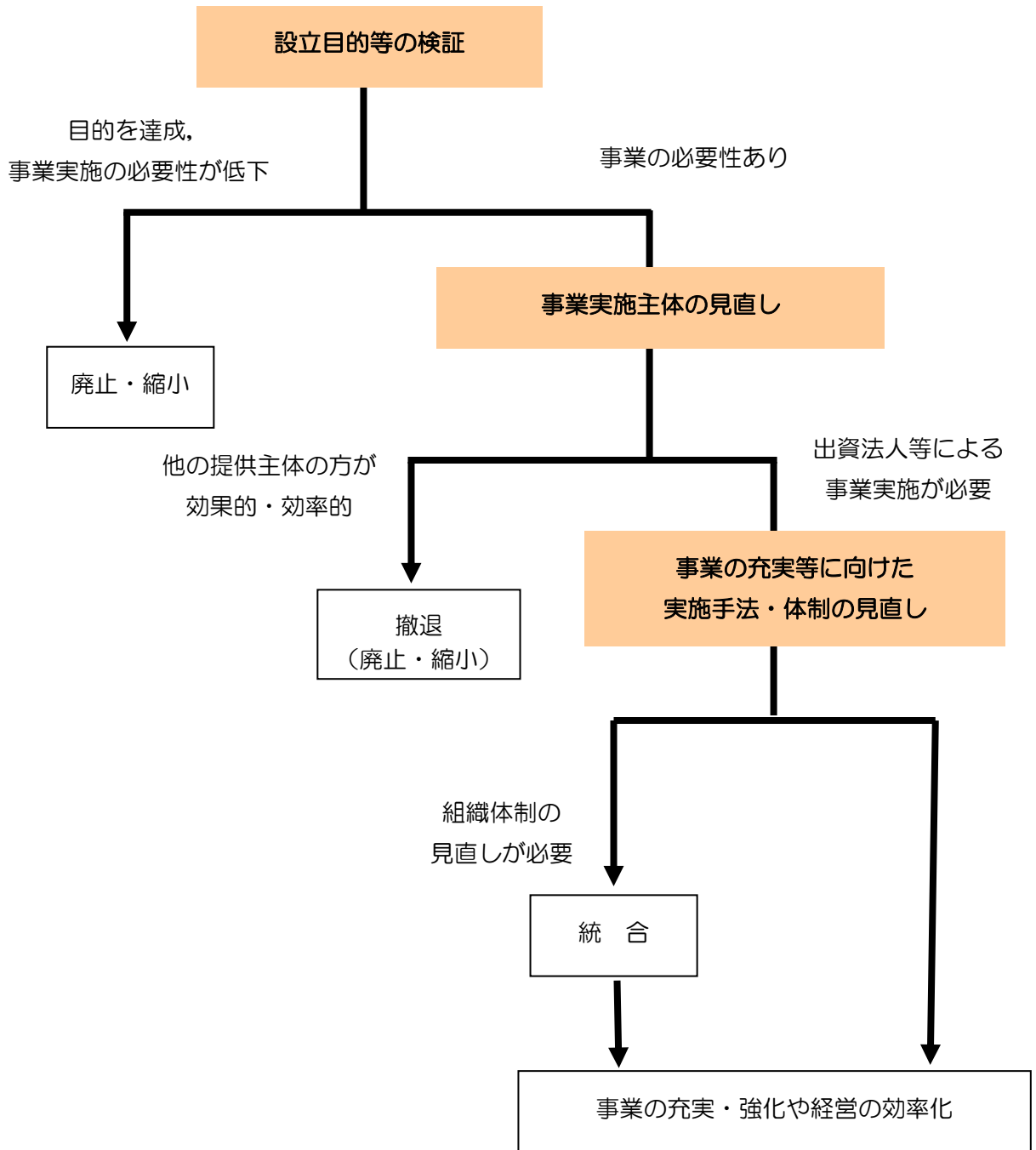
#### 4 団体の統合等の推進

上記を実現していくためには、人的・組織的基盤の強化が必要であることから、事業内容が類似している場合などにおいては、既存の枠組みにとらわれることなく、統合（事務局統合を含む。）等を推進してきます。

#### 5 団体の自主性・主体性の確保

市は、引き続き、出資者の立場等から、指導・監督の責任を適切に果たしていきますが、各団体が経営改革を進めるに当たっては、具体的な取組やスケジュールなどを自ら検討し、「中期経営計画」としてとりまとめる仕組みを担保することで、団体の自主性・主体性を確保します。

【参考：見直しのプロセス】



---

---

## 第7 改革の具体的な取組

- ・ 改革に向けた具体的な取組は、次のとおりです。
- ・ 市は、各団体に取組を実施するように指導・要請します。
- ・ また、市は、必要に応じ、適切な支援を行うとともに、自らも取組を推進します。

### 1 事業の充実・強化

#### (1) 選択と集中の徹底【団体】

- ・ 市は、各団体が、市の業務を補完・代替するという役割認識のもと、事業の選択と集中を徹底し、真に必要な事業の実施に団体の経営資源をこれまで以上に適切に配分できるように要請していきます。
- ・ 具体的には、指定管理者として施設管理を行っている団体に対し、民間における活動領域の拡大を踏まえ、今後も、当該団体が引き続き、管理すべきかどうかを検証するように要請していきます。
- ・ また、市からの受託事業や団体が行う自主事業などについても、民間との役割分担の観点から、継続して実施していくことの適否を検証するように要請していきます。

#### (2) 利用者満足の高い事業の展開【団体】

- ・ 市は、団体が利用者のニーズに即した魅力ある事業を、今後も、継続的に展開し、利用者の高い満足が得られるように要請していきます。
- ・ 具体的には、定期的に利用者ニーズを把握できるよう、市や指定管理者が実施している「利用者アンケート調査」の導入に向けた検討を要請していきます。

#### (3) 公益目的事業の充実【団体】

市は、特例民法法人のうち、公益法人への移行を目指す団体に対し、公益目的事業の充実・強化を通じて、その設立目的が効果的・効率的に達成できるように要請していきます。

---

---

## 2 経営の強化・効率化

### (1) マネジメント体制の強化【団体・市】

- ・ 市は、団体が自己決定・自己責任のもと、より一層、主体的、自律的に経営を行っていただけるように支援・指導していきます。
- ・ 具体的には、団体が事業実施の成果や財務状況などを自らチェックし、継続的に経営改革を行っていただけるよう、「中期経営計画」の策定を要請するとともに、計画の実効性を高めるため、内容の修正を求めるなど指導を適宜、行っていきます。
- ・ 策定に当たっては、業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等の遵守といった内部統制機能の充実についても、要請していきます。
- ・ また、新公益法人制度においては、理事会や評議員会等が法定の機関として位置づけられ、その権限や義務が強化されることになることから、特例民法法人が適切な制度設計や運用を行えるように支援していきます。

### (2) 事業の効率化【団体】

- ・ 市に比べ、法的な規制が少なく、柔軟な経営が行える団体の特性を最大限に生かし、引き続き、事業の効率化に取り組んでいくように要請していきます。
- ・ また、コスト意識をより一層、徹底するとともに、民間の人材や経営ノウハウなども積極的に活用し、最少の経費で、最大の効果を上げられるように要請していきます。

### (3) 人事・給与制度の適正化の推進【団体・市】

- ・ 市は、頑張った団体職員が適正に評価されるよう、能力主義をより一層、徹底するよう、団体に要請していきます。
- ・ また、人材育成についても、研修制度の充実などを通じ、引き続き、職員の自律的な能力開発を促進するように要請します。

- 
- 
- ・ 市は、組織の活性化や多様な職場等での勤務を通じた職員の能力向上などを図る観点から、市や団体間同士における人事交流の実施について、団体の要望を踏まえながら、検討を進めます。
  - ・ 団体の給与制度については、市民の納得と理解が得られるよう、引き続き、給与水準の適正化の推進を要請していきます。
  - ・ また、市に比べ、経営の自由度が高いという特性を生かし、年功序列を基本とした給与体系から、メリハリのある給与体系への移行の検討を要請していきます。

#### (4) 契約方法の見直し【団体】

市は、団体が行っている業務委託について、業務内容が類似しているものの包括委託化や、随意契約が長期化しているものの契約方法の見直しなどを要請していきます。

### 3 組織・人員体制の強化

#### (1) 統合の推進【団体・市】

市は、団体が規模の拡大による経営基盤の強化や安定的・継続的な事業の展開、事業運営の効率化によるコストの削減を行っていただけるよう、類似する事業や関連性のある事業を行っている団体に対し、統合（事務局の統合を含む。）の必要性を検討するよう要請するとともに、必要に応じ、支援を行います。

#### (2) 多様な勤務形態等の活用の推進【団体】

- ・ 市は、団体が個人の価値観やライフスタイルの多様化などに対応することができるよう、多様な勤務形態をより一層、活用するように要請していきます。
- ・ また、アウトソーシングを活用した組織のスリム化についても、引き続き、要請していきます。

---

---

## 4 人的関与の適正化の推進

### (1) 職員派遣の適正化の推進【市】

市は、出資者の立場等から、指導・監督の責任を適切に果たしていきませんが、各団体が主体性・自律性を発揮できるよう、引き続き、職員の派遣を最小限に止め、その適正化を図っていきます。

### (2) 民間人の登用の拡充【団体】

- ・ 市は、経営基盤の強化や組織の活性化などの観点から、十分な経験とノウハウを持った民間人の登用について、その検討を要請します。
- ・ また、新公益法人制度のもとでは、公益法人は、市と密接な関係がある者を理事総数の三分の一を超えて選任することが法令で禁止されているため、公益法人を目指す特例民法法人が、適切な民間人を選任し、設立目的を確実に達成できるように要請していきます。

## 5 財政的関与の適正化の推進

### (1) 補助金の適正化の推進【団体・市】

- ・ 団体は、民間では行わない、行えない公益性の高い事業を主たる事業としているため、市は団体に対し、補助金の支出を行っていますが、その必要性や金額の妥当性などについて、継続的に見直していきます。
- ・ また、各団体が過度に市に依存することがないように、民間との役割分担に十分配慮した新規事業の実施による自主財源の拡充や、会員・寄付の開拓などに積極的に取り組むように要請していきます。

### (2) 委託料・指定管理料の適正化の推進【市】

- ・ 市が、団体に随意契約で委託している場合や、団体を非公募で指定管理者を指定している場合には、競争性が働かないため、市は、委託料などの妥当性について、継続的な見直しを進めていきます。
- ・ また、「業務の委託等は、競争入札が原則である」ことを常に認識し、随意契約等の妥当性を継続的に検証し、透明性の向上に努めていきます。

---

---

## 6 情報提供の充実等

### (1) 情報提供の充実【団体】

市は、団体が経営の透明性を図っていく観点から、定款や事業計画、予算などの財務情報、職員数、給与情報など、幅広い情報について、インターネットなどを活用しながら、積極的に情報提供するように要請していきます。

### (2) 情報公開の徹底【団体】

市は、情報公開制度が整備されていない団体に対し、引き続き、制度の整備を行うように要請していきます。

### (3) 個人情報保護の徹底【団体】

市は、個人情報の管理の適正化を徹底するため、個人情報保護体制が整備されていない団体に対し、引き続き、同制度の整備を行うように要請していきます。

## 第8 各団体の改革の方向性と主要課題

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 団体名    | 宇都宮市土地開発公社  | 所管課 |
|        |   | 用地課 |
| 改革の方向性 | 縮小（組織体制）  |     |
| 主要課題   | <p>① <b>組織体制のスリム化の推進</b><br/>土地の先行取得の必要性が低下していることから、引き続き、併任職員の縮小を図りながら、組織体制のスリム化を推進することが必要</p> <p>② <b>篠井ニュータウン分譲事業の販売推進</b><br/>分譲開始から10年以上が経過するとともに、分譲事業に係る借入金の金利上昇などにより、当該事業が今後の公社経営を圧迫する恐れがあることから、10年間での完売を目指すことが必要</p> |     |

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 団体名    | うつのみや文化創造財団   | 所管課 |
|        |   | 文化課 |
| 改革の方向性 | 経営の効率化，事業の充実・強化   |     |
| 主要課題   | <p>① <b>統合効果の発揮</b><br/>新財団としての一体化を図るとともに、スケールメリットを生かし、両財団が保有するノウハウを活用した事業展開や経営の効率化など、統合の効果を発揮していくことが必要</p> <p>② <b>公益法人制度改革への適切な対応</b><br/>新公益法人制度のもと、文化芸術の更なる振興・発展のため、公益目的事業の充実を図りながら、適切な法人形態に移行することが必要</p> |     |



|        |  |         |
|--------|--|---------|
| 団体名    | 宇都宮市体育文化振興公社   | 所管課     |
|        |  | スポーツ振興課 |
| 改革の方向性 | 組織のあり方の検討，経営の効率化   |         |
| 主要課題   | <p>① 管理すべき施設の継続的な見直し<br/>官民の役割分担のもと，団体が本来果たすべき事業に経営資源を集中させていくため，スポーツ振興事業の拠点となる施設以外の施設については，今後も，計画的に民間に開放して行くことが必要</p> <p>② スリムで効率的な組織体制の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の見直しに併せ，中期的に目指すべき定員目標を定め，定員の適正化に計画的に取り組んでいくことが必要</li> <li>具体的には，退職した職員の補充については，職員の年齢構成のバランスに配慮しながら，多様な任用形態などを積極的に活用し，採用は必要最小限に止めることが必要</li> <li>長期的な視点から，設立目的が類似する団体との統合の可能性について検討することも必要</li> </ul> <p>③ 公益法人制度改革への適切な対応<br/>新公益法人制度のもと，市民の健康増進や生涯スポーツの更なる振興を図るため，公益目的事業の充実を図りながら，適切な法人形態に移行することが必要</p> |         |

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 団体名    | グリーントラストうつのみや  | 所管課   |
|        |  | 公園緑地課 |
| 改革の方向性 | 組織のあり方の検討  |       |
| 主要課題   | <p>① 組織のあり方の検討<br/>団体が果たすべき今後の役割などを踏まえ，公益法人改革への対応を踏まえた組織のあり方を早急に検討し，その検討結果に基づいた取組を進めていくことが必要</p> <p>② 公益法人制度改革への適切な対応<br/>新公益法人制度のもと，都市の緑化や緑地保全を通じて，緑豊かで住みよいまちづくりをより一層推進していくため，公益目的事業の充実を図りながら，適切な法人形態に移行することが必要</p> |       |

|        |   |       |
|--------|---|-------|
| 団体名    | 宇都宮市農業公社  | 所管課   |
|        |   | 農業振興課 |
| 改革の方向性 | 公社機能の強化   |       |
| 主要課題   | <p>① 機能強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の農業政策が不透明な中においても、本市農業の基幹である水田農業の振興を図っていくためには、公社機能の見直しが必要</li> <li>具体的には、農地集積を目指す、従前の土地利用調整機能の強化に加え、地域営農を推進する企画・調整機能の必要性について検討することが必要</li> </ul> <p>② 公益法人制度改革への適切な対応</p> <p>新公益法人制度のもと、担い手等の効率的かつ安定的な農業経営の促進と本市農地の効率的利用を実現するため、公益目的事業の充実を図りながら、適切な法人形態に移行することが必要</p> |       |

|        |  |        |
|--------|--|--------|
| 団体名    | 宇都宮市医療保健事業団  | 所管課    |
|        |  | 保健所総務課 |
| 改革の方向性 | 公益目的事業の充実・強化，経営の効率化  |        |
| 主要課題   | <p>① 収益事業の利益を活用した公益目的事業の充実</p> <p>団体の設立目的である地域住民の健康増進と地域医療の発展にこれまで以上に寄与していくためには、公益目的事業を拡大していくとともに、収益事業における利益を公益目的事業で活用していくことが必要</p> <p>② 公益法人への円滑な移行</p> <p>健康増進や地域医療という不特定多数の利益の増進に寄与する事業の適正な実施の確保と、社会的信用の向上により学校部門の入学者増が期待できる公益認定を受けることが適切</p> |        |

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 団体名    | 宇都宮市老人クラブ連合会   | 所管課   |
|        |  | 高齢福祉課 |
| 改革の方向性 | 事業の充実・強化，組織のあり方の検討   |       |
| 主要課題   | <p>① 事業の充実・強化に向けた組織体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉の増進のために，その役割がより一層期待されることから，各種事業の展開に当たっては，より多くの高齢者が参加できるように，事業の充実が必要</li> <li>・ また，他の福祉 2 団体を含めた組織のあり方などについて，検証を行い，計画期間内に結論を得ることが必要</li> </ul> <p>② 公益法人制度改革への適切な対応</p> <p>新公益法人制度のもと，老人クラブの会員数の増加やクラブ活動の促進といった公益目的事業の充実を図りながら，適切な法人形態を選択することが必要</p> |       |

|        |   |         |
|--------|---|---------|
| 団体名    | 宇都宮市社会福祉協議会   | 所管課     |
|        |   | 保健福祉総務課 |
| 改革の方向性 | 経営の効率化，組織のあり方の検討  |         |
| 主要課題   | <p>① 管理すべき施設・事業の見直し・事業の再構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民の役割分担を徹底するとともに，団体が本来果たすべき事業に経営資源を集中させていくため，地域福祉活動の拠点となる施設以外の施設については，時期を明確にした上で，計画的に民間に開放して行くことが必要</li> <li>・ また，民間と競合する事業についても，その必要性を再検証し，事業の再構築を行うことが必要</li> <li>・ また，他の福祉 2 団体を含めた組織のあり方などについて，検証を行い，計画期間内に結論を得ることが必要</li> </ul> <p>② スリムで効率的な組織体制の実現</p> <p>上記の見直しに併せて，中期的に目指すべき定員目標を定め，定員の適正化に計画的に取り組んでいくことが必要</p> |         |

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 団体名    | 宇都宮市シルバー人材センター   | 所管課   |
|        |  | 高齢福祉課 |
| 改革の方向性 | 事業の充実・強化，経営の効率化  |       |
| 主要課題   | <p>① 効果的・効率的な経営の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢社会において，高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的とした就業機会の提供が，より一層求められることから，今後も効果的・効率的な経営を推進していくことが必要</li> <li>・ また，他の福祉 2 団体を含めた組織のあり方などについて，検証を行い，計画期間内に結論を得ることが必要</li> </ul> <p>② 公益法人制度改革への適切な対応</p> <p>新公益法人制度のもと，高齢者の就労機会の拡大といった公益目的事業の充実を図りながら，適切な法人形態に移行することが必要</p> |       |

|        |  |         |
|--------|--|---------|
| 団体名    | 宇都宮市国際交流協会   | 所管課     |
|        |  | 国際交流プラザ |
| 改革の方向性 | 団体の自立化の推進  |         |
| 主要課題   | <p>① 自主性・主体性の強化</p> <p>多文化共生社会の実現に向け，団体が他の市民団体等を先導する中核的な存在として自主的・主体的に活躍していくことができるよう，団体の自立化をより一層推進していくことが必要</p> |         |

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 団体名    | 宇都宮まちづくり推進機構   | 所管課   |
|        |  | 地域政策室 |
| 改革の方向性 | 事業の充実・強化，団体の自立化の推進   |       |
| 主要課題   | <p>① 事業の充実・強化に向けた組織体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地の活性化に向け，新規会員の確保や新たな収益事業への取組など，団体の自立化を推進するための人的強化が必要</li> <li>・ また，組織強化の観点から，他団体との提携や統合などを含めた検討を行い，計画期間内に結論を得ることが必要</li> </ul> |       |

|        |  |       |
|--------|--|-------|
| 団体名    | 宇都宮市観光コンベンション協会  | 所管課   |
|        |  | 観光交流課 |
| 改革の方向性 | 事業の充実・強化，団体の自立化の推進   |       |
| 主要課題   | <p>① 事業の充実・強化に向けた組織体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の活性化方策として期待の高い観光やコンベンション機能を，これまで以上に強化していくためには，既存事業の充実や新規事業の展開が必要</li> <li>・ 職員の退職や高齢化により見込まれる組織力の低下に対し，今後も，団体が有する観光やコンベンションに係る機能を維持していくためには，他団体との提携や統合などを含めた，団体の自立化に向けた今後の組織のあり方の検討を行い，計画期間内に結論を得ることが必要</li> </ul> |       |

## 第9 改革の進め方

### 1 中期経営計画の策定

- ・ 市は、本計画に基づく改革を着実に推進していくため、「第7 改革の具体的な取組」や「第8 各団体の改革の方向性と主要課題」に基づき具体的な取組を定めた「中期経営計画」の策定を各団体に要請します。
- ・ 「中期経営計画」の実効性を高めるため、「数値による目標」や「実施時期」などを明記することを基本とします。
- ・ 計画期間は、本計画と同じ平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

### 2 進行管理

- ・ 「中期経営計画」は、市長が委員長となる「行政経営検討委員会」において、進行管理を行います。
- ・ 団体の所管課は、定期的に「中期経営計画」の進捗状況を把握し、各団体に対し、支援を行っていきます。
- ・ 行政改革課は、団体全般を管理する立場から、各所管課に対し、支援を行っていきます。

